

「不適切な盛土にご用心!!」 あなたの身近に忍び寄るトラブルと不適切な 盛土行為にご注意ください

都市計画部
まちづくり指導課

直通 055-934-4761

不適切な盛土に関して、土地の所有者への啓発及び市民全員による監視を周知することを目的として作成したチラシを全戸に配布します。

■チラシ作成の背景

これまで、不適切な盛土行為によって、土地の所有者がトラブルに巻き込まれたり、周辺の住民などに損害を与えるといったことが、市内北部地域で多く発生しています。

このことから、不適切な盛土に対する啓発・周知のためのチラシを配布することにより、土地の所有者への注意喚起を呼び掛けるとともに、市民全員の「目」による不適切な盛土行為を監視する体制を構築したい狙いがあります。

■チラシの内容

不適切な盛土（被害）のよくある事例を挙げて、注意喚起を呼び掛けるものです。

- 悪質業者が甘い誘いであなたの土地を狙ってくるやりとり
- 盛土の工事が始まってからのやりとり
- 盛られてしまったあとのやりとり

■配布するチラシの概要

仕様	A4サイズ	カラー両面1枚
配布の対象	各世帯1枚	
配布する時期	広報ぬまづ10月15日号と同時配布	

■不適切な盛土行為や既存の盛土の異常に関する情報提供先

通報窓口 電話 055-934-4761 沼津市まちづくり指導課 または、
054-252-9000 盛り土110番専用ダイヤル(静岡県盛土対策課)

土地所有者の皆さんへ

不適切な盛土にご用心!!

思ったより
高く盛られた。

一定規模以上の盛土行為は
条例に基づく許可が必要です。



一度盛られた土地を元に戻すの
は、多くの費用がかかります。



安易に盛土、埋立てを依頼す
るのは禁物です。



うちの近くの
あそこの
盛土が心配なの…

市民全員が監視の目!

「沼津市盛土等の規制に関する条例」により、
令和5年10月1日から市内全域が適用範囲となります

静岡県では、違法な盛土や既存の盛土の異常を早期に発見し、迅速かつ適切に対応するため、不適切な盛土の通報窓口「盛り土110番」を設置し、皆さんから電話又はインターネット送信フォームによる情報提供を受け付けています。

盛り土110番 ☎054-252-9000

または 沼津市まちづくり指導課 ☎055-934-4761



▲送信フォーム



不適切な盛土(被害)のよくある事例

土砂を受け入れることを商売にしている人たちが、あなたの土地を狙っています。

悪質業者が甘い誘いであなたの土地を狙ってくるやりとり

田んぼを嵩上げて
畑にしてあげますよ

土は少しだけしか入れ
ないので大丈夫ですよ

使い勝手が
いいように整地までしますよ



事前に決めた約束と実際に起っていることが異なるケースが頻発しています。
具体的な期間や数量を確認して、**悪質業者の甘い誘いに注意しましょう。**

盛土の工事が始まってからのやりとり



少しだけだから
契約書はいらないですね

土を入れていって
言ったのは
あんたじゃないか!

市役所への許可の手続きはこっち
でやっておきましたよ(嘘)。

正式な契約を交わさなかったり、開き直ったり、手続きの違反なども
悪質業者の常套手段です。

盛られてしまったあとのやりとり

撤去してほしい?
この土は俺の
財産だから断る!

もう盛ってしまったから
撤去はそっちでやってくれ

撤去してくれと言われても
持っていくところは
簡単に見つからないよ



不正に盛られてしまったら、土地を
元の状態に戻すことは大変困難になります。
条例に基づく許可には、土地所有者の同意が必要です。
安易な同意はトラブルの元となりますので、ご注意ください。

許可を受けた
盛土の現場には、
このような標識が
設置されています

土地の埋立て等の事業施行について

次のとおり土砂等の埋立て等の事業を施行します

1. 市受理年月日 及び番号	令和2年7月10日 沼津指令部指 第496号
2. 農地改良の 所在地	沼津市 番地ほか
3. 面積	3,728㎡
4. 施行期間	令和2年7月10日～令和5年7月31日まで
5. 事業主	沼津市
6. 事業施工者	沼津市
7. 現場管理責任者	沼津市

お問い合わせは 沼津市まちづくり指導課へ ☎055-934-4761
(不適切な盛土に関する情報提供を受け付けています)

